

このたび、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が令和 5 年 4 月 28 日に公布され、同年 5 月 8 日から施行されることになりました。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(感染症の種類)</p> <p>第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号子において同じ。）</u>、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第19条 令第 6 条第 2 項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認めるときは、この限りではない。</p> <p>イ～ト 「略」</p> <p><u>子 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。</u></p> <p>三～六 「略」</p> | <p>(感染症の種類)</p> <p>第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同左」</p> <p>二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、<u>咽頭結膜熱</u>、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 「同左」</p> <p>2 「同左」</p> <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第19条 令第 6 条第 2 項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 「同左」</p> <p>二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認めるときは、この限りではない。</p> <p>イ～ト 「同左」</p> <p>「子を加える」</p> <p>三～六 「同左」</p> |

附則 この省令は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

上記、学校保健安全法施行規則の一部を改正を受け、木島平小・中学校では、新型コロナウイルス感染症対策について、次のとおりとします。

| 項 目 | | 5月8日以降 |
|---------------------------|-------|---|
| マスクの着用 | | ・学校教育活動において、マスクの着用を求めない。 |
| 健康観察 | | 〈家庭〉・体調に異常がないか確認（必要に応じ検温） 〈学校〉・HRや毎授業開始時に体調不良者がいないか確認（1時間目は特に注意） |
| 基本的な 感染対策 | 手洗い | ・石けん等による丁寧な手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後など） |
| | 咳Eカット | ・他者に感染させないために、ティッシュ・ハンカチ、袖、ひじの内側などを使って口を押さえる。 |
| 清掃・消毒 | | 〈学校〉・清掃による清潔な空間を保つ。 |
| 換 気 | | 〈学校〉・原則として窓を常時開放する。 ・2方向の窓を同時に開ける。 ・天候等により常時換気が難しい場合出る30分程度は解放する。 |
| 出席停止 (感染した場合) | | 〈有症状の場合〉 ・発症した後 <u>5日</u> を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとする。 〈無症状の場合〉 ・検体を採取した日から <u>5日</u> を経過するまで〈採取日の翌日を1日目とする〉 ※ <u>発症又は検体採取から10日を経過するまでマスクの着用を推奨</u> <u>ただし、マスク着用を強いることがないようにし、児童生徒間で着用の有無による差別・偏見等がないように指導する。</u> |
| 出席停止 (濃厚接触者) | | ・ <u>濃厚接触（相当）者の特定はしないため、出席停止の対象にならない。</u> |
| 出席停止 (児童生徒の体調異変) | | ・ <u>出席停止としない。</u> （出席可能になるまで病欠） ※ <u>児童生徒の受診を推奨</u> |
| 出席停止 (同居家族が 有症状の場合) | | ・出席停止としない。 ※ <u>家族の新型コロナウイルス感染症発症から7日を経過するまでは、特に注意して児童生徒の健康観察を行い、マスク着用を推奨。</u> <u>ただし、マスク着用を強いることがないようにし、児童生徒間で着用の有無による差別・偏見等がないように指導する。</u> |